

# 定 款

株式会社 安 永

(2023年6月27日改正)

## 第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社安永と称し、英文ではYASUNAGA CORPORATIONと表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車・船舶・航空機・産業用運搬車両およびその他の輸送用機器部分品の製造ならびに販売
2. 農業・建設・産業機器部分品および油圧機器の製造ならびに販売
3. 電子・電気機器部品およびその他の箔加工品の製造ならびに販売
4. 金属工作機械、金属加工機械、組立機械および同部分品の製造ならびに販売
5. 機械工具および治具の製造ならびに販売
6. 空気圧縮機の製造ならびに販売
7. 測定機械器具の製造ならびに販売
8. 医療用機械器具および医療用機器の製造ならびに販売
9. 生ごみ処理システム等の環境衛生設備機器の製造ならびに販売
10. 新エネルギー関連製品の製造ならびに販売
11. その他一般機械器具および同部分品の製造ならびに販売
12. 前各号に関連する鋳物の製造ならびに販売
13. 一般貨物自動車運送事業
14. 前各号に関連する輸出入
15. 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を三重県伊賀市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

## 第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。

(単元株式数)

第 6 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

(単元未満株主の売渡請求)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対し売渡すこと（以下、「買増し」という。）を請求することができる。

(単元未満株主の権利)

第 9 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することが出来る権利

(株式取扱規程)

第 10 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式または新株予約権に関する手続きおよびその手数料については取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする事ができる。

### 第 3 章 株主総会

(招集)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(招集者および議長)

第 14 条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により、取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付 請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 会社法第 309 条第 2 項によるべき特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを

行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

#### 第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く)は、8名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 当会社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議により選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 当会社は、取締役会の決議により、取締役社長1名を選定するほか、必要に応じて取締役会長1名および取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集者および議長)

第24条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第25条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項にかかわらず、取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第28条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 当社の取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額とする。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第31条 当社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間をさらに短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第33条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(監査等委員会規程)

第34条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第35条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第40条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当)

第41条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第42条 当社の期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

2 未払いの配当金には利息を付けないものとする。

## 附則

(社外監査役の責任免除に関する経過措置)

第69回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。